

平成29年5月19日から桜井市の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、桜井市の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、平成29年5月19日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課及び中和土木事務所建築課並びに桜井市都市整備部都市計画課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課（電話 0742-27-7561）

奈良県中和土木事務所建築課（電話 0744-48-3079）

桜井市都市整備部都市計画課（電話 0744-42-9111）

ご 注 意

平成29年5月19日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成29年5月19日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。